

一般社団法人全国放課後連 旅費規程

【目的】

第1条 この規程は、一般社団法人全国放課後連（以下「当会」という。）の用務により活動する者に対して支給する旅費等について必要な事項を定める。

【対象】

第2条 1. 本規程の対象は、理事、監事、事務局長、委員長、委員等（以下「役員等」という。）の当会が役務を委嘱した者とする。
2. その他、理事会において対象として承認した当会主催の研修会講師等も対象とする。

【旅費等の支給の範囲】

第3条 1. 役員等が、理事会および当会の用務により旅行した場合には、旅費等を支給することができる。
2. 役員等以外の者が、当会の用務により旅行した場合は、役員に準じた旅費等を支給することができる。

【旅費等の計算】

第4条 旅費等の支給額は、以下の区分に従い実費額とする。
(1) 鉄道利用の場合は、旅客運賃、特別急行料金による。
(2) 航空機利用の場合は、航空運賃による。
(3) 自家用車利用の場合は、①の計算式とする。
① 目的地までの往復距離 ÷ 10 × 160円 + 有料道路利用料
(4) 宿泊費は、1泊11,000円を上限とする。

【旅費等の請求】

第5条 旅費等の請求は、指定の旅費請求書に記入し、事務局に提出する。

【委任】

第6条 この規程に定めない事項については、理事会の決議による。

【規程の変更】

第7条 この規程の変更は、理事会の決議を経て行う。

- 附 則
1. この規程は、2017年6月4日から施行する。
 2. この規程は、2023年5月12日から施行する。